

令和4年6月から

問い合わせ 福祉課 ☎内線233

児童手当の制度が一部変更になります。

Check
01

特例給付の支給にかかる所得上限額が設けられます

所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年6月（10月支給分）から、児童を養育している人の所得が下記表の「②所得上限限度額」以上の場合は、児童手当などは支給されません。なお、児童手当などが支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

扶養親族の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276



「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

Check
02

児童手当の現況届の提出が、原則不要になります

令和4年から受給者の現況を公簿などで確認することで、毎年6月に提出していただいている現況届の提出は不要になります。ただし、次の人は引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が真鶴町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤ その他、真鶴町から提出の案内があった方

Check
03

変更事項は届け出が必要です

次の変更事項があった場合は届け出してください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- ⑤ 児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑥ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき